

アイネス ホッと通信

No.4
2004.1

発行
大分県消費生活・
男女共同参画プラザ



大分県消費生活・男女共同参画プラザ

アイネス

愛称…アイネス (i-ness) : 新しい時代の消費生活、男女共同参画を
自らが考える場を意味しています。
 「i」……愛情・情報・私
 「ne」……次の時代(= next)新しさ(= new)
 「s」……消費
 「s」……参画



INDEX

アイネスフェスタ2003	2-3
消費生活のひろば	4-5
男女共同参画のひろば	6-7
アイネスからのお知らせ	8

◆ アイネス相談ダイヤル ◆

- 消費生活相談 097-534-0999
- 消費生活特別相談 097-534-4034
(第2・4土日13:00~16:00)
- 食品表示110番 097-536-5000
- 女性総合相談 097-534-8874
- 県民相談 097-534-9291



アイネスフェスタ 2003

アイネスでは、11月12日(水)から11月17日(月)にかけて、県民の手作りによる「アイネスフェスタ2003」が開催されました。わたしたち企画運営(ボランティア)スタッフ18名が、「くらしの公開講座」や「シネマ・フォーラム」など消費生活や男女共同参画社会づくりをはじめ県民のみなさんの自主的な社会貢献活動を支援する各種イベントの企画・運営にチャレンジした様子をレポートします。

10/3(水)・・・●第1回企画運営スタッフ打合せ会議



アイネスの募集に県内各地から参加した企画運営スタッフ18名が初顔合わせ。講師の吉野はづきさん(NPO法人アシスト・パル・オオイタ)から研修を受けたのち、イベント・展示・フリマ・広報の各グループに分かれて業務内容の確認や当日までの日程について打合せをしました。

和気あいあいのなかにも、事前準備に余念のないスタッフ ▶



11/12(水)～11/17(日)

アイネスフェスタ2003
当日の様子

11/13(木)・・・●シネマ・フォーラム



映画「ショコラ」の上映が行われました

会場が一体となって議論白熱 ▶



▶ パネルディスカッションのレポートづくりにもチャレンジ!

11/12(水)・・・●アイネスくらしの公開講座 ※詳しくは4Pをご覧ください。

11/14(金)～11/15(土)・・・●ワークショップ(13企画)

県内の団体・グループの自主企画により、「消費生活」や「男女共同参画」をテーマにした13のワークショップが開催されました。

「年金いろいろせもいろいろ」(ヴィー)

年金にまつわる女性の一生を劇仕立てでわかりやすく見せてくれました。劇後のワークショップでも年金に関する色々な問題点が活発に議論され、年金問題への関心の深さが感じられました。

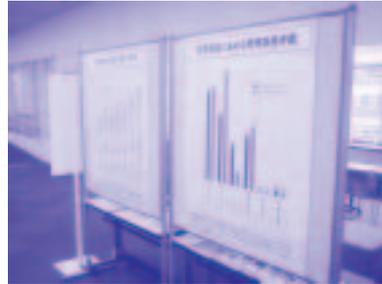


企画運営スタッフレポート

平成15年11月12日(水)
～11月17日(月)開催

11/12(水)～11/16(日) ……●企画資料展

企画資料展では、8名のスタッフが消費生活と男女共同参画の担当に分かれ、「賢い消費者になろう!」「女性のチャレンジ支援」をテーマに各自1枚ずつパネルを作成、展示しました。今は「頑張ったなー」の一言。



消費生活相談の内容のうち、相談件数が常に上位にあるものをグラフ化

11/12(水)～11/16(日) …●団体・グループの活動パネル展

6団体・グループが参加。それぞれ意見や活動の成果をパネルで表現しました。このような活動の輪が少しずつ広がることにより、きっと素晴らしい未来が実現するだろうと、観る側の心にも明るい灯が点る思いがしました。

11/15(土) ……●フリー・マーケット

「未知なる出会いへ」と題して開催、県産品ジュースや手作りのお菓子、小物等10の団体・グループが出店し、多くの参加者でにぎわいました。



新たなネットワークの拡大強化を図ることができました。



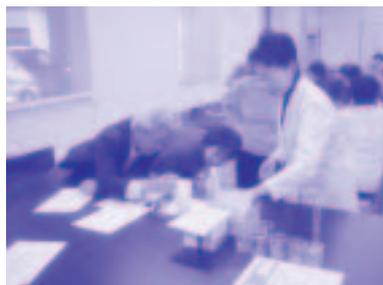
多岐にわたり地道に活動している様子が一目瞭然。



11/14(金) …●講座実験室デモンストレーション

ひびき会のみなさんのご協力により、「水の硬度測定デモンストレーション」を実施しました。

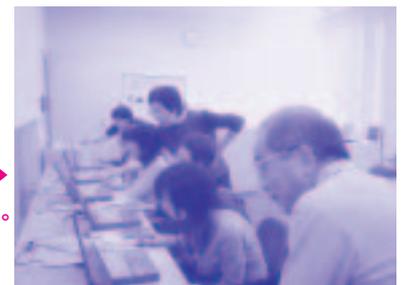
見学者の方々は初めての体験に驚いたり感心したり。



11/14(金)～11/15(土) …●体験パソコン講座

NPO法人シニアネット大分のみなさんの指導により、多くの方が「町内会の回覧」や「年賀状」づくりにチャレンジ。

パソコン初心者の方も出来映えに満足。



◎“アイネスフェスタ2003” オープニングイベント

★★★★アイネスくらしの公開講座★★★★

平成15年11月12日(水)にアイネスフェスタ2003のオープニングイベントとして「アイネスくらしの公開講座」を九州経済産業局との共催で開催しました。悪徳商法被害者対策委員会会長の堺次夫さんが「悪徳商法～あなたも狙われている～」のテーマで講演し、約200人の受講者は悪徳商法に関する最前線の話に熱心に聴講しました。同講演の要旨を本号と次号の2回に分けて紹介します。



悪徳商法～あなたも狙われている～(上)

講師：悪徳商法被害者対策委員会会長
堺 次夫 氏

*あなたは「だまされないタイプ」、「だまされやすいタイプ」？

自分は悪徳商法に「絶対だまされないタイプだと思う人」と「だまされやすいタイプだと思う人」のどちらがだまされやすいと思いますか？

某県警のOBが悪徳商法にだまされた。後になって本人が言うには「私が警察官だったことはこの辺の誰もが知っている。まさかその私をだましにくとは思わなかった…。」

では、だまされやすいタイプとと思っている人の方がだまされにくいのか？実はこんな人も簡単にだまされている。ということは、悪徳商法には誰でもだまされてしまうということ。いつの間にやらだまされてしまう。

*被害者が決まってつばやく三つの言葉

悪徳商法の被害者が後になってつばやく言葉は3つに集約される。

まず一番目に「まさか私が…(被害の当事者になるとは)。」

これは誰でも身近に悪徳商法が存在していることを現している。悪徳商法は巧妙な手口で迫ってくるのである。

二つ目は「あんなにいい人だったのに…。」

相手はごく普通の人。詐欺師には見えない。礼儀正しいし敬語を使う。

さて、三つ目の言葉は……?!(最後までとっておく。)

*現在は悪徳商法の最盛期

今の悪徳商法は多彩。ここ30年間でこれほど広がったことはなかった。不況、不安、先行き不透明な社会、長引く超低金利、行き場のない小金の存在、プライバシーのない社会。

このように今は悪徳業者にとって最高の環境。彼らは世相に敏感で人の心理を熟知している。だつたらまともなことをやればいいのにと思うのだが…。

現在のIT社会を反映した架空請求はその最たるもの。全国どこでも一番相談件数が多い。私の友人のさる新聞社のデスクにもインターネットコンテンツ料が未払いという督促が来た。初めての請求でも「何度か督促したが…」とか「最終通告」とかいう文言を使う。また、「支払いが確認できない場合には家族、友人等に迷惑が及ぶ。」と脅しの文句を並べ立てる。

こういったものを受け取ると少しでも身に覚えのある人は払ってしまう。また本人が不在で代わりに見た家族も不安になって同じように支払ってしまうのである。

現在、どの県の消費者センターにもこのような架空請求の相談が殺到し、他の相談者からの電話が繋がらず苦情が出るような状況である。

*情報の漏洩

なぜこのような架空請求が横行しているのか？要は情報が漏洩しているのである。名簿屋さんという商売まであって名簿が売買され、個人情報が取引きされている。名簿の中でも一番役に立つのは赤ちゃんの名簿。まず節句、入学、卒業、…という風にその都度商売になる。

NTTの電話帳もいろんな情報が詰まっている。65歳以上の女性の高齢者を捜すのは簡単。イネさん、ハツさん、タマさんなどの名前を拾っていけばいい。この要領で高齢者に次々に電話をかけ、金をだまし取るのがオレオレ詐欺。最近では年金を過払いしたとか家賃の振り込み口座が変わったなどという新手も出現。彼らは一攫千金、一発勝負。パーとかき集めてサーと逃げる。

最近の相談事例

今回は「資格商法と二次被害」についてご説明します。

○事例1 突然職場に電話があり、「あなたが以前受講していた資格取得講座の資格がまだ取れていない。契約を継続するか終了するか、いずれにしても手続きが必要です。」と言われた。「終了します。」と答えたら、29万円必要と言われた。応じなければならないか？

○事例2 5年前に宅建資格取得講座を申し込んだが、資格は取っていない。「講座は、資格を取るまで生涯教育になっているので、新しい教材を送る。」と業者から電話があった。どうすればよいか？

◎回答 過去の資格講座は受講料を完済することで、契約は終了しています。従って事例1については、不当請求なので何も手続きをする必要はありません。キツパリと断ってください。

また、事例2については、資格取得まで契約が終わらないというのは偽りで、新たな契約を結ばせるための手口です。契約書面が届いてから8日以内にクーリングオフをすることができます。

！ アドバイス ————— 二次被害 に注意!!!

資格教材・講座を過去に契約した人の名簿が、他業者に渡って悪用される二次被害が増えています。「前の契約が終了していない。」「完了手続きが必要。」「名前をリストから削除する必要がある。」などいろいろな手口で電話勧誘してきます。

※電話勧誘に対しては、曖昧な返答や長電話は、禁物です。「受講する気はありません。」「いません。」とはっきりと断りましょう。

※断っているにもかかわらず、何度も電話をかけてくる場合は、特定商取引法違反になります。これ以上勧誘しないように言い、電話を切りましょう。

※一度被害にあうと、次々と違う業者からの勧誘が続く可能性がありますので、安易に契約しないようにしましょう。



～平成16年度 公正取引委員会 消費者モニター 募集～

- ◆応募資格：20歳以上の消費者（定員：全国で1,000人）
- ◆仕事内容：①研修会への出席（年2回県内）②アンケートへの回答 ③消費者としての意見、要望、情報の随時提供等（謝礼：年間12,000円）
- ◆募集期限：平成16年2月6日（金）まで（当日消印有効）
- ◆応募方法：官製はがきに次の事項を記入のうえ、下記まで郵送してください。

【はがきの表面】……応募者の郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号
【はがきの裏面】……職業（会社員、主婦等）、各種モニター経験の有無、同居の家族構成、最寄駅、駅までの所要時間、応募した理由（100字程度）

◆問合・応募先 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第2合同庁舎別館2階
公正取引委員会事務総局 九州事務所 取引課
電話 092-431-6031



平成15年版 『おおいた男女共同参画プラン年次報告』

がまとまりました。

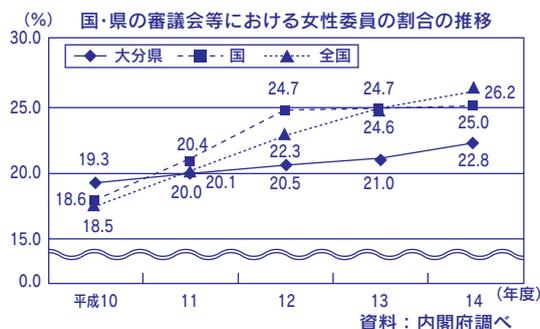
大分県青少年・男女共同参画課では、県内における男女共同参画の推進状況をとりまとめた平成15年版「おおいた男女共同参画プラン年次報告」を作成しました。

本年度は、「女性のチャレンジの現状と支援」を特別テーマとして取り上げました。

学校や職場、地域における男女平等に関する意識やセクシュアル・ハラスメント、DV（配偶者や恋人からの暴力）に関する相談件数等さまざまなデータや、市町村における男女共同参画の推進状況等を掲載しています。

女性のチャレンジの現状について

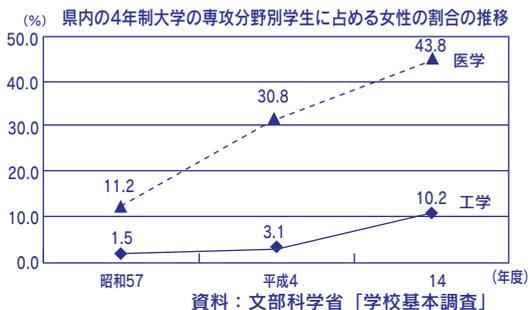
1. 政策・方針決定過程への女性の参画



* 政治、行政機関、企業等において政策・方針決定過程にかかわる女性は、国・県ともに非常に少ない現状です。

* 審議会等における女性委員の割合は、県・市町村ともに全国平均を下回っており、県内の政策・方針決定過程における女性の参画は十分とはいえない状況です。

2. 就業等様々な分野における女性の活躍

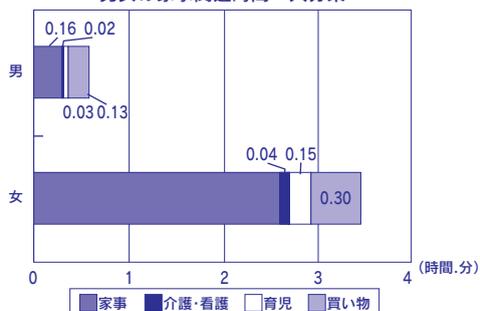


* 本県における4年制大学進学者に占める女性の割合は4割を超えており、専攻分野別にみると工学、医学において上昇率が高くなっています。

* 看護師、保育士等では9割が女性であるのに対し、科学研究者、建築技術者等に女性が少なくなっています。

3. 仕事と子育てや介護の両立

男女の家事関連時間・大分県



* 家庭生活において家事、育児や介護・看護にかかる時間は女性の方が圧倒的に長く、女性に負担がかかっているのがわかります。

* 女性が仕事を続けるための方策として、家族の協力とともに、再就職や介護支援といった社会制度の充実が望まれています。

この年次報告は、アイネスの展示情報コーナーで閲覧できます。また、県のホームページに掲載していますので、ご利用ください。
<http://www.pref.oita.jp/13800/index.html>

「展示パネル」の貸出しについて

アイネスでは、消費生活や男女共同参画社会づくりに関する情報提供の一環として、「展示パネル」の貸出しを行っています。講演会や研修会、展示など各種啓発事業の開催にご活用ください。（但し、非営利目的の事業に限ります。）

●「展示パネル」リスト

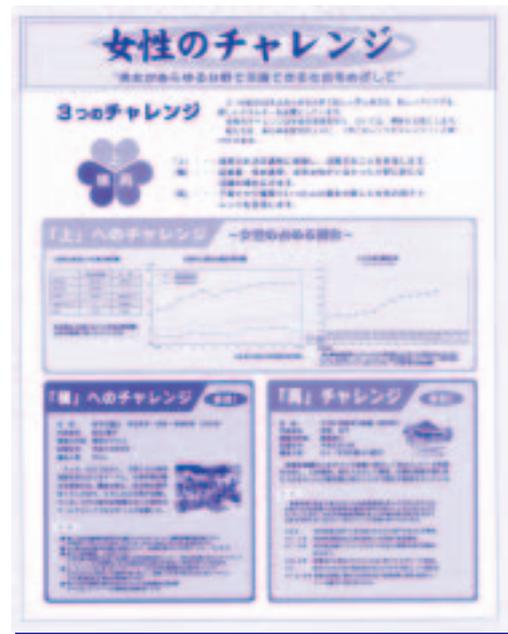
〈消費生活〉

No	掲載内容
1	消費生活相談件数の推移
2	苦情相談に占める特殊販売件数
3	悪質商法からあなたを守る七か条
4	“その油断” 悪質業者の思うつぼ！

〈男女共同参画〉

No	掲載内容
1	男女共同参画社会づくりの必要性
2	男性視点による女性のチャレンジ支援
3	行政・起業による女性のチャレンジ支援
4	女性のチャレンジ
5	男女共同参画の推進に関する年表
6	男女平等の意識
7	男女平等になっていない分野
8	地域に残る慣習

▼展示パネル



●貸出申込み等

- ・貸出期間は原則として2週間です。
- ・展示パネルの貸出申込・返却は直接アイネス窓口で行っていただきます。
- ・貸出を希望する方は、事前にアイネスまでご連絡ください。

☆☆☆参画ミニ知識☆☆☆

●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」

女子差別撤廃条約は、1979年に国連総会で採択され、日本は85年に批准しました。この条約は政治・経済・社会・文化などあらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めており、現在174ヶ国が批准しています。

各国における条約の実施状況については、国連女子差別撤廃委員会(CEDAW)において審議されます。審議にあたっては政府報告だけでなく、NGO等民間団体からのレポート等も考慮され、今年9年半ぶりに行われた日本の審議報告では、国会議員や官公庁の管理職などにおける女性の割合が低い現状や男女の役割や責任に関する固定観念が日本社会に根強く残っている実態等について指摘されています。

詳しくは内閣府男女共同参画局HPをご覧ください。

< <http://www.gender.go.jp/> >

アイネスからのお知らせ

アイネス展示情報コーナーのご紹介

アイネスでは、消費生活と男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオなどを自由に閲覧できる「展示情報コーナー」を設置しています。

また、図書・ビデオなどの貸出しをはじめ、インターネットの閲覧やビデオの視聴といったサービスも行っています。どうぞ、お気軽にご利用ください。

◆利用時間

開館日の午前9時～午後9時

※ただし、水・土・日曜日及び祝・休日は、午前9時～午後5時

◆貸出サービス

県内在住の方（通勤・通学を含む）に、図書や視聴覚資料（ビデオ・DVDなど）を貸します。（但し、行政資料や雑誌などは対象外。）1人2冊（本）まで、貸出期間は2週間以内です。また、消費生活や男女共同参画に関するパネル等の貸出も行っていますので、併せてご利用ください。貸出サービスを希望される方は、事前にアイネス窓口で「資料貸出利用券」の発行を申請のうえ取得してください。



《申請に必要なもの》

●資料貸出利用券申請書

※アイネス窓口にあります。

●氏名や住所が確認できるもの

（運転免許証、学生証、パスポート、健康保険証等）

◆インターネットの閲覧サービス

インターネットを活用した情報収集等を支援するため、パソコン2台を開放しています。以下の注意を守ってご利用ください。



資料貸出利用券
(見本)

《利用上の注意》

- (1)営利目的での利用はできません。
- (2)公序良俗に反するサイトの閲覧はできません。
- (3)外部から持ち込んだ機器等を接続してはいけません。
- (4)パソコンソフトをインストールしてはいけません。
- (5)掲示板等への書き込み及びチャットの利用はできません。
- (6)Eメール・フリーメールの利用はできません。



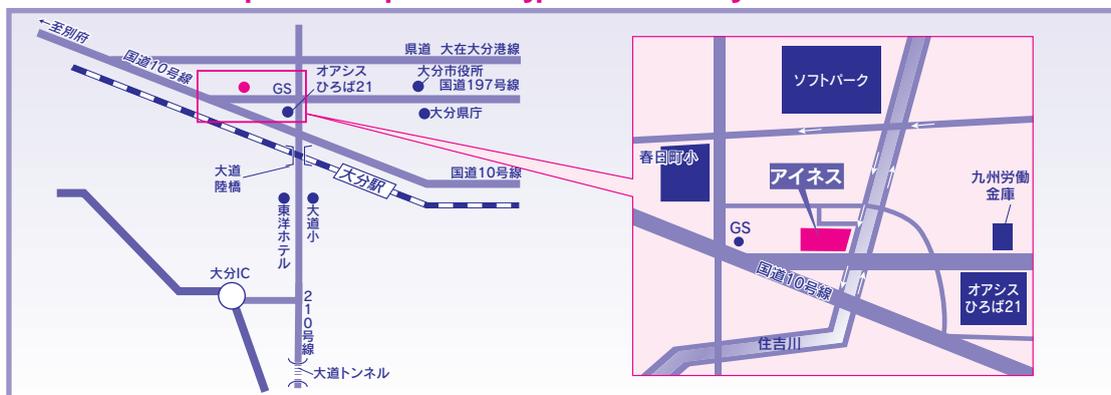
◆ビデオの視聴サービス

展示情報コーナーに備え付けのビデオをご覧ください。（モニター1台）

◆図書や資料、ビデオ等の検索サービス

展示情報コーナーの図書や資料、ビデオ等の蔵書状況についてはホームページをご覧ください。

<http://www.pref.oita.jp/13040/tenji/index.html>



大分県消費生活・男女共同参画プラザ<アイネス>

〒870-0037 大分市東春日町1-1 (NS大分ビル内)

TEL: 097-534-4034 (代表) FAX: 097-534-0684

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html>

eメール a13040@pref.oita.lg.jp

